

緊急防災工事計画決定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営長浜南部通信地区土地改良事業（かんがい排水事業）に係る緊急防災工事計画を令和8年4月24日に定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年5月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営長浜南部通信地区土地改良事業（かんがい排水事業）緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課、長浜市産業観光部森林田園整備課および米原市経済環境部農政課

なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/350084.html>)でも閲覧することができる。

- 3 縦覧期間 令和8年5月12日から令和8年6月9日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年6月24日までに審査請求をすることができる。